

令和3年9月17日

保護者の皆様

西東京市教育委員会

新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組について（ご協力のお願い）

日頃より学校の教育活動にお力添えをいただきありがとうございます。

さて、現在の感染状況下において、保健所の業務がひっ迫している中、陽性者を早期に把握し感染拡大を防ぐため、市立小中学校で新型コロナウイルスに感染していることが判明した際は、文部科学省のガイドラインや東京都の取組に基づき、以下のとおり対応してまいります。児童・生徒の教育の機会を確保するとともに、健康と安全を守るための重要な取組になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 濃厚接触候補者の特定について

児童・生徒、教職員が新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合には、学校から聞き取り調査をさせていただきます。聞き取り調査の結果、児童・生徒、教職員のうち以下に該当する方がいた場合には、その方を濃厚接触候補者と特定し、保健所の規定に準じて14日間の自宅待機を要請します。濃厚接触候補者と特定された方には、学校からご連絡致します。また、濃厚接触候補者と特定された場合には、必要に応じて保健所に情報提供することがあります。

【濃厚接触候補者の基準】

感染可能期間（発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から、自宅療養を開始するまでの期間）に、以下に該当する方

- ①感染者と同居又は長時間の接触があった者
- ②適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ③感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接触れた可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する場合がある）
- ④手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染者と15分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態でなかったかについても確認する。

2 濃厚接触候補者へのPCR検査について

濃厚接触候補者となった方のうち、無症状かつ検査への同意が得られた方に、PCR検査（唾液）を実施します（費用は東京都負担）。

詳細は、濃厚接触候補者となられた方に個別にお知らせいたします。